

用語集

【P I】

住民、利用者等に情報を提供した上で、広く意見を聴きながら検討する方式。

【構想段階】

概ねのルートや位置や基本的な道路構造等（概略計画）を決定する段階。

【計画段階】

事業実施の前提となる計画（都市施設の都市計画等）として、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階。

【国土開発幹線自動車道建設会議】

国土開発幹線自動車道建設法及び高速自動車国道法により定められた審議事項を処理するため、国土交通省に設置している会議であり、審議事項は下記のとおり。

○審議事項

- 1) 基本計画に関する審議（国土開発幹線自動車道建設法第5条）
- 2) 整備計画に関する審議（高速自動車国道法第5条）
- 3) 路線指定及び予定路線（国土開発幹線自動車道建設法の別表以外の高速自動車国道の予定路線）に関する審議

【立体都市計画】

道路、河川その他の都市施設について、当該都市施設を整備する立体的な範囲（空間及び地下）を都市計画上明確にし、都市計画施設の区域内であっても建築行為が当該施設の整備に著しい支障が及ばないことが明らかであると考えられる場合は建築制限を適用除外又は建築を許可することを事前に明示することにより、建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図る制度。

【リダンダンシー】

自然災害などにより、一部区間が通行止めとなっても、交通ネットワークが機能するための迂回機能。

【ハンプ】

ドライバーがスピードを落とすことを狙い、道路に凸型の舗装を実施。

【「くらしのみちゾーン」事業制度】

外周を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区等において一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とするなど交通安全の確保と生活環境の質の向上を図る取り組みに対し、その計画策定費や事業費の一部について補助する制度。

【将来OD表】

将来の道路網や社会情勢等を想定し、ある一定の地域間（ゾーン間）の交通の移動量を表（行列）形式で表現したもの。（『O (Origin: 起点)』『D (Destination: 終点)』）

【区部における都市計画道路の整備方針】

区部における未着手の都市計画道路の必要性を検証するとともに、平成16～27年度で優先的に整備すべき路線の選定〔第三次事業化計画の策定〕、都市計画道路内における建築制限の緩和、概成道路における「新たな整備手法」の提案等の検討をとりまとめた整備方針。

【道路構造令】

道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準であって幅員や勾配などについて定めたもの。

【環境アセスメント】

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

【環境影響評価書】

環境影響評価準備書について述べられた意見等を踏まえ、環境影響評価準備書の記載事項について再検討し、述べられた意見と、述べられた意見についての事業者の考えや対策を追加して記載した文書。

【環境基準】

環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。

【環境影響評価法】

規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とした法律。

【東京都環境影響評価条例】

一定規模以上の事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きを定めた条例。環境影響評価法の対象事業についても、本条例に基づき、事後調査の実施が義務づけられている。

【電気集塵機】

トンネル内の空気に含まれる浮遊粒子状物質（SPM）を電気的作用によって電極板に付着させることで除去するもの。

【除じんフィルター】

トンネル内の空気に含まれる浮遊粒子状物質（SPM）をフィルターにより除塵するもの。

【低濃度脱硝装置】

低濃度脱硝装置には、吸収式と吸着式の2つがある。

〔吸収式〕：トンネル内の空気に含まれる二酸化窒素（NO₂）をアルカリ性の吸収剤により中性の塩として吸収除去するシステム

〔吸着式〕：トンネル内の空気に含まれる二酸化窒素（NO₂）を吸着剤により吸着除去するシステム

【ETC】

有料道路における料金所渋滞の解消、キャッシュレス化による利便性の向上、管理コストの節減等を図るため、有料道路の料金所で一旦停止することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うシステム。

【地下水流動保全工法】

構造物及び土留め壁により遮断される帯水層部分を地下水が流れる構造とし、現況の地下流動状況を確保するもの。

【シールド工法】

シールドマシンと呼ばれる機械を使用してトンネルを掘削する工法。トンネル先端の切羽（掘削面）にカッターヘッドという回転する面板を押しつけて掘削することでトンネルを掘り進めるもの。

シールドマシンの形状は、一般的に茶筒状をしており、茶筒の底を抜いて横にした形状であり、掘削については、茶筒の蓋（面板に相当）の部分で行う。

【上総層群】

北多摩層（非常に硬い状態の粘性土層）、東久留米層（非常に締まった砂層）、舎人層（非常に締まった砂礫、砂、粘性土が重なるように交互に分布する地層）、江戸川層（非常に締まった砂礫層を主体とした地層）からなる地層。

【薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針】

薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定、設計、施工及び水質の監視についての暫定的な指針。

【「みどりとみずの基本計画」（世田谷区）】

世田谷区では、区制100周年を迎える2032年（平成44年）に「みどり率」を33パーセントとすることをめざす「世田谷みどり33」を進めるために策定した都市緑地法とみどりの基本条例に基づく計画で、世田谷区基本計画と整合する平成20年度から平成29年度の計画。

【世田谷区国分寺崖線保全整備条例】

国分寺崖線の保全整備についての基本理念や区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、国分寺崖線とその周辺地域における良好な景観の形成及び住環境の整備を図るために必要な建築に係る制限などを定めることにより、貴重な自然環境が残された国分寺崖線の保全整備を推進していくことを目的とした条例。

【世田谷区風景づくり計画】

世田谷区の風景は、武蔵野台地に広がる住宅地、多摩川から野川に沿った国分寺崖線、農の風景や歴史を感じさせる風景など様々な顔を持っており、これまでも風景づくり条例等により区民のみなさんとともに個性あふれる地域の風景づくりをしてきたところ。平成16年に景観法が制定され、景観行政団体となることで法に基づく景観計画を策定することができるようになり、世田谷区は、平成19年12月に景観行政団体となったことから、風景づくり計画の改定を行い、法に規定する計画として策定したもの。

【文化財保護法】

文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

【PM2.5】

PM2.5とは、大気中に漂う浮遊粒子のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなもの。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく健康影響の可能性が懸念されており、環境省が設置した「微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会」、「微小粒子状物質健康影響評価検討会」において検討されている。

【中央環境審議会】

環境基本法第41条に基づき、環境の保全に関する基本的事項や環境の保全に関する重要事項を調査審議する委員会。

【ヒートアイランド政策大綱】

ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的にとりまとめたもの。

【地先道路整備方針（世田谷区）】

安全で快適な区民生活を支えるため、街づくりに係わるあらゆる契機を捉え、区民生活にとって最も身近な地先道路について、効果的、効率的な整備をしていくために世田谷区が定めた基本方針。

【道路トンネル非常用施設設置基準】

道路トンネルにおける非常用施設の設置に関する基準であって、通報・警報設備、排煙設備、避難誘導設備などについて定めたもの。

【道路橋示方書】

橋や高架の道路などに関する技術基準であって、設計における荷重、使用する材料、地震時における安全性の確認のための規程をとりまとめたもの。

【道路交通センサス】

道路交通センサス（正式名称は「全国道路・街路交通情勢調査」）は、いわば道路に関する国勢調査のようなもので、昭和3年度の全国交通量調査に端を発し、昭和55年度以降は概ね5年に一度の割合で全国的に実施している調査であり、道路の状況と断面交通量を調査する「一般交通量調査」と、自動車の通行状況などを調査する「自動車起終点調査（OD調査）」及び駐車場施設の規模などを調査する「駐車場調査」の三つに大別される。道路交通センサスの調査結果は、将来の道路整備計画を立案する上で基礎的な資料となる。

【新たな将来の全国交通量】

平成17年度に実施された最新の道路交通センサス調査結果を基に、全国の将来人口やGDP等の社会経済指標を踏まえて、将来の全国交通量を推計したもの。（現在、この将来の全国交通量に基づき、路線別の将来交通量の算出に向けて推計作業を実施しているところ。）